

2025 年調査用

経済産業省生産動態統計調査

ゴム製品月報（自動車用タイヤ）

ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）

プラスチック製品月報

記 入 要 領

[調査票番号 6201、6202、6210]



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2025年1月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉱工業動態統計室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
・定義外の品目分を計上 ・定義内の品目分を未計上	調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。 調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。
・海外生産分を生産に計上	本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。 ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。
・三国間貿易分を計上	海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。
・在庫量の推計	在庫には、月末の実在庫量を記入していただくのが原則です。 どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的(四半期や半期など)に実在庫量を確認して報告してください。
・重複報告	自事業所(A工場)に他事業所(B工場)分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。
・単位誤り	調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。
・月末従事者数の誤り	「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全ての人数(生産及び管理などの業務に常時従事している人数)を記入します。 一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。 したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。

また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ & A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 ー①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 ー②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書 25 ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL で提出してください。提出から約 2 週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。なお、オンライン提出の開始希望月を将来に設定された際には開始希望月付近で送付します。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excel のバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書 2 ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書 26 ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL まで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

〔電話番号〕 03-3501-1090 〔E-MAIL〕 bzl-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外の Q&A も掲載しています。）

（URL） <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

ー お願ひ ー

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

ゴム製品、プラスチック製品月報記入要領

目 次

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	1
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2

〔記入注意事項〕

1. 一般事項	3
2. コード欄の記入について	3
3. 一括事業所の調査票の記入について	4
4. 共通調査項目別事項	4
(1) 製品欄	4
(2) 原材料欄	6
(3) 労務欄	7
(4) 備考欄	7

〔月報別記入注意事項〕

《ゴム製品月報（自動車用タイヤ）》	9
《ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）》	11
《プラスチック製品月報》	12

品目分類表

1. ゴム製品月報（自動車用タイヤ） 製品欄	14
2. ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く） 製品欄	14
3. プラスチック製品月報 製品欄	17
4. プラスチック製品月報 原材料欄	21

調査票のオンライン提出について	22
調査票様式	27

ゴム製品、プラスチック製品月報記入要領

この記入要領は、ゴム製品、プラスチック製品に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、ゴム製品、プラスチック製品に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所であって、

ゴム製品月報は、事業所全体の従事者5人以上の事業所、

プラスチック製品月報は、事業所全体の従事者50人以上の事業所（以下「工場」という。）が調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてく

ださい。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月 15 日までに 1 部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して 12 月に送付された、2025 年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者 ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（22～26 ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

<経済産業省生産動態統計調査事務局>

電話：0120-172-938（通話料無料）

〔受付時間〕 平日 9:00～18:00（平日 12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 資源・生活用品班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

電話代表 03-3501-1511 内線 2868

〔記 入 注 意 事 項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、**単位未満は四捨五入**してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績のない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2 ページ参照）に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、例えば、1月～9月は01～09として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2 ページ参照）に照会してください。

例えば、事業所番号が13（東京都）－00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事 業 所 番 号							
				都道府県	整 理 番 号						
A 0 7	* * * *	2 0 2 5	0 1	1 3	0 0 0 5 8	0 1	5				

- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
(4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所ごとに異なりますので、指定された内容をよく確認の上記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき事項（4. 共通調査項目別事項）を参照してください。

4. 共通調査項目別事項

調査項目について

調査項目の記入は、調査品目（調査票記載品目）の製品を生産している工場の受払いを品目ごとに記入します。したがって、調査品目の製品を生産していない場合は、その品目欄の受払いを記入する必要はありません。

ゴム製品月報（自動車タイヤを除く）については、自ら加硫設備を持って生産する製品のみが記入の対象となります。

プラスチック製履物は、射出成形により生産した製品が対象となります。

(1) 製品欄

① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次の点に注意をして記入してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ. あなたの工場での他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

エ. 自社工場又は他社からの受入品や輸入品で、検査のみをあなたの工場で行ったものは生産に含めず、完成品（製品）扱いとして受入、出荷、月末在庫などに含めてください。

② 受 入

調査期間中にあなたの工場で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

③ 出 荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

（販 売）

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

オ. 輸出したもの（同一企業内の海外工場などへ出荷したものを含む。）

（その他）

ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの

イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

カ. 自己消費したもの（プラスチック製品月報は「消費」欄に記入）

キ. 受入れた製品を返品したもの

（販売金額）

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください

い。

ア．ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

イ．委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

④ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は工場の所属とします。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立しますが、在庫数量には月末の实在庫数量を記入してください。

廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

$(\text{前月末在庫} + \text{生産} + \text{受入}) - (\text{消費}(\text{次工程投入}) + \text{販売} + \text{その他出荷}) = \text{月末在庫}$

(2) 原材料欄

消 費

調査期間中にあなたの工場で、調査品目の製品を生産するため、実際に消費した原材料の数量を次の点に注意をして記入してください。

その際、調査品目以外のものを生産している場合には、その消費数量を除きます。ただし、分割が困難な場合に限ってその数量を含んでも差支えありません。

① 消費量の記入が困難な場合は、製造工程へ投入するために倉庫から工場へ倉出した数量を記入しても差支えありません。

② 一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に消費量を分割しますが、分割が困難な場合は、生産の割合（数量又は金額）、設備の割合又は原価計算を行う際の配賦割合などで配分しても差支えありません。

③ ①又は②による場合は、備考欄にその旨を必ず注記してください。

以下の④～⑥はゴム製品月報に関する記述です。

④ 原料ゴムは、天然ゴムと合成ゴムに分けて記入してください。

⑤ カーボンマスターバッチを使用した場合は、原料ゴムとカーボンブラックに分

けて、それぞれの品目欄に記入してください。

- ⑥ 溶剤用揮発油とは、ゴム用溶剤、洗浄用、塗料用に使用される揮発油のことをいいます。

(3) 労務欄

月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「ゴム製品（自動車用タイヤ）部門」、「ゴム製品（自動車用タイヤを除く）部門」、「プラスチック製品部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

- ① 従事者とは次のものをいいます。

ア. 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

イ. 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などはアに準じて扱います。

ウ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

エ. 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

- ② 「ゴム製品（自動車用タイヤ）部門」、「ゴム製品（自動車用タイヤを除く）部門」、「プラスチック製品部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で配分してください。

- ③ 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあるて区分が困難な場合は含めても差支えありません。

(4) 備考欄

- ① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、月末在庫などに、前月と比べ大幅な変動があった場合は、「〇〇向け需要増（又は需要減）」、「定期修理」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差支えない範囲で主な理由を記入してください。

なお、「定期修理」については、その設備の定期修理の期間のほか、前回の実施時期も併せて記入してください。

- ② 原材料の消費については、技術変化や代替原材料への転換など、原材料構成に変化が生じた場合に、その旨を記入してください。

- ③ ゴム製品月報（自動車用タイヤ）について、生産能力に変化があった場合は、「増設」、「設備廃棄」、「設備売却及び売却先」、「〇〇装置の改善」、「原料やエネルギー源の転換による能力の見直し」などの理由を記入してください。

〔月報別記入注意事項〕

《ゴム製品月報（自動車用タイヤ）》

生産能力欄

自動車用タイヤ

自動車タイヤの生産ラインの月間生産能力の算出方法については、あなたの工場で所有する設備で生産する主要品目（生産量が一番多い品目、代表的な品目）に関して以下の算式により求め、月間生産能力としてください。

① 対象となる設備

ア．新設、改造あるいは廃業、廃棄、移設などにより前月の報告と異なる時は、その理由を備考欄に必ず記入してください。

なお、廃棄、廃業については、稼働を完全に中止した翌月に報告してください。

イ．現在休止している設備のうち、今後使用見込みのない設備、将来廃棄を予定して休止した設備及び再使用するには更新に近い大改造を必要とする設備は、休止した翌月、又は前述の条件に該当すると判断した翌月以降、生産能力の対象範囲から除外してください。

ウ．上記以外で、3か月以上休止している設備は、備考欄に能力、休止予定期間（再開予定時期）を明記してください。

② 算定方法

月間生産能力は、設備ごとに生産が可能な状態にある場合に、その生産設備で1日の**生産可能な最大産出量**を「日産能力」とし、これにあなたの工場で想定されている「年間操業日数」を乗じ、さらに12で除して1か月の能力としてください。

なお、特殊車両用タイヤの生産能力は含めないでください。

調査単位は「千本」で記入してください（小数点以下は四捨五入してください。）。

算式

月間生産能力＝ 日産能力 × 年間操業日数 × 1/12

③ 操業日数

年間操業日数は、労働協約で定めた日数で、設備ごとに年間で操業が可能な最大日数とします。災害、ストライキ、行政的な制約などによる生産制限、一時的な需給関係など経済状況の変化による操業日数の変動、従事者数の一時的な変化は生産能力算定に含めないでください。

④ 1台（基）の設備で複数の品目を生産する場合、主要品目の生産能力を記入してくだ

さい。主要品目の特定が困難な場合は、その設備で生産する各品目の年間操業日数の割合によって、各品目の月間生産能力を算出し、合算してください。この場合、各品目の操業日数の合計は、その設備の年間操業日数と一致します。

⑤ 算出例(年間操業日数が 250 日の場合)

設備 A 1 千本(乗用車用タイヤ)／日 × 250 日 × 1/12 = 21 千本／月

設備 B 2 千本(トラック用タイヤ)／日 × 250 日 × 1/12 = 42 千本／月

設備 C (年間 250 日のうち概ね 乗用車用 6 : 小型トラック用 4 の割合で生産する設備)

7 千本(乗用車用タイヤ)／日 × 150 日(250 日×0.6) × 1/12 = 88 千本／月

6 千本(小型トラック用タイヤ)／日 × 100 日(250 日×0.4) × 1/12 = 50 千本／月

合計 201 千本／月

この場合、生産能力欄には「201」と記入してください。

- ⑥ 生産能力は、基本的には毎月変動するものではなく、各設備における原材料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良や設備の部分的な改良、生産品目の変更などにより、生産能力に変化があった場合は、規模の大小に関係なく改定値の報告をお願いします。

《ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）》

調査単位について

- ① 新ゴム量（t）とは、調査品目に含まれる天然ゴム、合成ゴム（再生ゴムを除く。）の量で、製品重量ではありません。
- ② コンベヤベルト（品目番号 0105）については、調査単位「1000 cmプライ」に換算して記入してください。

cmプライ = 幅 1 cm、長さ 1 m、ゴム厚 1.6 mm

- ③ 品目ごとに記入単位が異なります。

また、生産数量については、

ゴム製履物

「1000 足」と「新ゴム量 (t)」

コンベヤベルト

「1000cm プライ」と「新ゴム量 (t)」

ゴムホース

「1000m」と「新ゴム量 (t)」

と記入すべき項目が、「単位」と「新ゴム量」の2種類あるものがあります。その場合、「受入」、「販売数量」、「出荷 その他」、「月末在庫」については、単位欄に記載されている単位による数量を記入してください（下記の記入例参照）。

【記入例】

1. 製 品 目		単 位	番 号	生 産		受 入	出 販		荷		月 末 在 庫
				数 量	新 ゴ ム 量 (t)		売		そ の 他		
							数 量	金 額 (千 円)			
								A	B	C	
ゴ ム 底 布 ぐ つ	1000 足	0101	1000 足	新 ゴ ム 量 (t)	1000 足	1000 足	1000 足	千 円	1000 足	1000 足	
	そ の 他 の ゴ ム 製 履 物 (総 ゴ ム ぐ つ を 含 む)	1000 足	0102	1000 足	新 ゴ ム 量 (t)	1000 足	1000 足	千 円	1000 足	1000 足	
製 履 物	く つ (射 出 成 型 品)	1000 足	0103	1000 足		1000 足	1000 足	千 円	1000 足	1000 足	
	その他のプラスチック製履物(ゴム・プラスチック製のくつ、サンダルを含む)	1000 足	0104	1000 足		1000 足	1000 足	千 円	1000 足	1000 足	
ゴ ム ベ ル ト	コ ン ベ ヤ ベ ル ト	1000cm プ ラ イ	0105	1000cm プ ラ イ	新 ゴ ム 量 (t)	1000cm プ ラ イ	1000cm プ ラ イ	千 円	1000cm プ ラ イ	1000cm プ ラ イ	
	歯 付 ベ ル ト	新 ゴ ム 量 t	0106		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	その他のゴムベルト	新 ゴ ム 量 t	0107		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
ゴ ム ホ ー ス	高 圧 用	1000m	0108	1000m	新 ゴ ム 量 (t)	1000m	1000m	千 円	1000m	1000m	
	自 動 車 用	1000m	0109	1000m	新 ゴ ム 量 (t)	1000m	1000m	千 円	1000m	1000m	
	そ の 他 の ゴ ム ホ ー ス	1000m	0110	1000m	新 ゴ ム 量 (t)	1000m	1000m	千 円	1000m	1000m	
工 業 用 ゴ ム 製 品	防 振 ゴ ム	新 ゴ ム 量 t	0111		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	防 げ ん 材	新 ゴ ム 量 t	0112		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	ゴ ム ロ ー ル (一 般 工 業 用)	新 ゴ ム 量 t	0113		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	パ ッ キ ン 類	新 ゴ ム 量 t	0114		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	オ イ ル シ ー ル	新 ゴ ム 量 t	0115		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	ス ポ ン ジ 製 品	新 ゴ ム 量 t	0116		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	ゴ ム 板	新 ゴ ム 量 t	0117		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	
	そ の 他 の 工 業 用 品	新 ゴ ム 量 t	0118		新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	千 円	新 ゴ ム 量 (t)	新 ゴ ム 量 (t)	

《プラスチック製品月報》

記入上特に注意すべき事項について

(1) 調査の対象は、樹脂を使用して直接成形加工した一次製品です。

ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、メタクリル樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、ポリカーボネート、ポリアミド系樹脂、ポリアセタール、変性ポリフェニレンエーテル、エポキシ樹脂、アセチルセルロースプラスチック（酢酸繊維素樹脂）などの各原材料樹脂を使用して、成形加工機械（射出成形機、カレンダーロール、押出成形機、圧縮成形機、中空（ブロー）成形機など）から直接加工した**一次製品**を記入してください。

ただし、樹脂から**一次製品及び二次製品を一貫して生産している場合**、例えば、樹脂から硬質フィルムやスチレンペーパーなどの一次製品である原反及び非発泡性食品包装容器や発泡性食品用トレイなどの二次製品を一貫して生産している場合は、それぞれの一次製品に該当する品目欄に二次製品の重量で記入しても差支えありません。

(2) 品目分類は17ページに掲げてある「品目分類表」により区別し記入してください。

(3) 調査対象から除外となる製品（調査している月報名）

- ① フィルム、チューブ、シート、合成皮革などの**原反を購入し**、切断、塗装、蒸着めっき、接着や溶着（溶剤接着、熱溶着、高周波溶着、超音波溶着、振動溶着など）して生産した二次加工製品で、袋物、空気入れ玩具など
- ② **板・管・棒などを購入し**、打抜き又は切断・切削加工して生産した二次加工製品で、ボタン、歯車、軸受けなど
- ③ メラミン樹脂又は不飽和ポリエステル樹脂などの**化粧板**
- ④ 合成樹脂塗料（塗料及び印刷インキ月報）
- ⑤ 合成繊維（化学繊維月報）
- ⑥ 絶縁材又は保護材として樹脂を**被覆又は塗布**した製品で、電線、ケーブルなど（非鉄金属製品月報）
- ⑦ 樹脂とその他の物質を**固めたもの、又は熱加工**して生産した製品で、人造砥石、ブレーキライニング、繊維板、合板など
- ⑧ プラスチック製履物（ゴム製品月報）
- ⑨ ウレタンフォーム（プラスチック月報）
- ⑩ 接着剤
- ⑪ 写真フィルム（有機薬品及び写真感光材料月報）
- ⑫ 磁気テープ（機械器具月報）

(4) 調査品目の重量について

品目番号0101～0128については、製品重量（t）で記入してください。

例えば、

- ① 機械器具部品で一体成形のソケットは、金属などインサート部品の重量も含め

た製品重量

- ② ラミネートフィルムは、紙、セロファン、金属箔、異種プラスチックフィルムなどの重量も含めた製品重量
- ③ 合成皮革は、布、紙等基材となっているものの重量を含めた製品重量 など

(5) 「浴槽」、「浄化槽」については、個数による記入のほか、重量についても強化製品、非強化製品の区別により記入してください。

- ① 重量の記入は、「浴槽」、「浄化槽」の区別なく一括して、強化製は「強化製品（０１２４）」、非強化製は「その他 その他製品（０１２８）」の欄にそれぞれ記入してください。
- ② 個数の記入は、強化製、非強化製の区別なく一括して、「浴槽（０１２９）」、「浄化槽（０１３０）」の欄にそれぞれ記入してください。

(6) 「消費」欄について

調査期間中にあなたの工場での他の製品の原材料、加工用として消費した数量を記入してください。

なお、自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

品目分類表

1. ゴム製品月報(自動車用タイヤ) 製品欄

調 査 品 目	分 類 内 容
自 動 車 用 タ イ ヤ	
ト ラ ッ ク ・ バ ス 用	トラック（小型トラックを除く。）及びバス用のものをいい、チューブレスタイヤを含みます。
乗 用 車 用	乗用車用のものをいい、チューブレスタイヤを含みます。
小 型 ト ラ ッ ク 用	気筒容積がおおむね2,000ml以下の自動三輪車又は四輪車用のものをいいます。
二 輪 自 動 車 用	オートバイ、スクーターなど二輪自動車用のものをいいます。
特 殊 車 両 用	建設車両、産業車両及び農耕機用など、特殊車両用のものをいいます。

2. ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く) 製品欄

調 査 品 目	分 類 内 容
ゴ ム 製 履 物	
ゴ ム 底 布 ご つ	甲が織布（フェルト及び紙製織物を含む。）で、底がゴム製の靴をいいます。
そ の 他 の ゴ ム 製 履 物 （総ゴムぐつを含む）	（総ゴムぐつ） 大長、中長、小長及び漁業用、農業用などの特殊長靴、レインシューズ、レインブーツ、ベビーブーツなどをいいます。 （その他のゴム製履物） 地下足袋及び台の大部分又は底がゴム製の草履・サンダル（台の表面を異種材で薄く化粧を施した物を含む。）をいい、スリッパを含みます。
プ ラ ス チ ッ ク 製 履 物	
く つ （ 射 出 成 形 品 ）	長ぐつ、ベビーぐつなど全体を射出成型したもの又は甲に織布などを使用して、底を射出成型したものをいいます（学童用バレシューズなど）。
その他のプラスチック製履物 （ゴム・プラスチック製底のくつ、サンダルを含む）	くつ底にゴム及びプラスチックを使用した手造りのものをいいます（ケミカルシューズなど）。 甲がプラスチックで、底にゴムを使用したサンダル、草履、スリッパなどをいいます。
ゴ ム ベ ル ト	
コ ン ベ ヤ ベ ル ト	輸送用ゴムベルトをいいます（c mプライ＝幅1cm、長さ1m、ゴム厚1.6mm）。
歯 付 ベ ル ト	ベルトの両面又は片面に歯を持ち、歯付プーリと噛み合い、歯車の様な正確な伝動を行うベルトをいいます。
そ の 他 の ゴ ム ベ ル ト	上記以外のゴムベルト（Vベルト、平ベルトも含む。）をいいます。

2. ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く) 製品欄(続き)

調 査 品 目	分 類 内 容
ゴ ム ホ ー ス	
高 圧 用	液圧装置及び液圧回路に使用する高圧ゴムホースで、耐圧70 kg/cm ² 以上、かつ補強層に鋼線又は繊維などの補強材を使用したものをいいます。
自 動 車 用	自動車用に用いるフュエル（燃料用）ホース、フレオン（冷房装置用）ホース、ブレーキ用ホース（液圧エア、バキューム用ホース）、パワーステアリングホース（ラジエーターホース、ヒーターホースなど）などの補強層入ホースをいいます。 なお、補強層のないゴム管については、工業用ゴム製品の「その他の工業用ゴム製品」に含まれます。
そ の 他 の ゴ ム ホ ー ス	空気用、酸素・アセチレン用、送水・吸上げ用、噴霧器用、列車用、潜水用、耐油用など上記以外のゴムホースをいいます。
工 業 用 ゴ ム 製 品	
防 振 ゴ ム	車両及び機器類の振動の防止又は緩衝の目的に供される製品で、エンジンマウント、カップリング、空気バネ、タイパットなどをいいます。
防 げ ん （ 舷 ） 材	主として緩衝の目的で、船舶、港湾又はドックに装着されるゴム製品で、空気入りのものと、ソリッドのものをいいます。
ゴ ム ロ ー ル （ 一 般 工 業 用 等 ）	製鉄、製紙、印刷、染色用、もみすり用などのロール及び紡織機、電気器具、事務機器などに装着されるロールをいい、ベルト用のプーリを含みます。 なお、鉄芯支柱や補修の場合も、ライニング（その他の工業用ゴム製品）とせず、ロールに含まれます。
パ ッ キ ン 類	Ｏリングなど成型パッキン類、ガスケット、オイルシール、及びダイヤフラムなどをいいます。
オ イ ル シ ー ル	パッキン類の内数としてオイルシールを記入してください(仮に、オイルシールのみを製造した場合は、パッキン類と同じ数値になります。)
ス ポ ン ジ 製 品	ゴム（ラテックスを除く。）を原料として発泡させた、独立又は連続の気泡製品で、車両用など主として工業用に供されるものをいいます。
ゴ ム 板	プレス又は巻蒸し加工をしたゴム板で、パッキン用など主として工業用に提供されるものをいいます。
そ の 他 の 工 業 用 ゴ ム 製 品	ゴム管、ウインドシール、ウェザーストリップ（スポンジ化されたものを除く。）などの押出し製品、防・止水板、絶縁テープ、印刷用ブランケット、ゴム磁石、車両用のマット、ロック製品・エボナイト製品、ゴムクローラ、ゴムライニングなど他に特掲されない工業用のゴム製品をいいます。

2. ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く) 製品欄(続き)

調 査 品 目	分 類 内 容
更 生 タ イ ヤ 用 練 生 地	タイヤ及びチューブの修理用に供される未加硫のゴム練生地をいいます。
そ の 他 の ゴ ム 製 品	
医 療 ・ 衛 生 用	レントゲン、手術用の器具、プラスター（こう材）、水枕、指サック、乳首、血圧測定用袋、衛生サック、医療用手袋及びその他の医療衛生用品（ラテックス製を含む。）をいいます。
運 動 競 技 用 品	ゴム製のボール（ゴルフボール、テニスボール、野球ボール、バスケットボール、ラグビーボールなど）及びその他の運動競技用ゴム製品（アクアラング、野球用具、ゴルフ練習用具、人工芝、運動用ゴムマットなど）をいいます。
そ の 他	家庭用ゴム手袋、農業用及び漁業用などのゴム手袋、丸糸ゴム及び角糸ゴム（ラテックス製を含む。）、ゴム玩具、印材用ゴム、フォームラバー製品（ラテックスを泡立たせて凝固した多孔性のゴム製品、マットレス、クッションなど）、建築用品（床タイル、壁面材及びその他の建築用材料など）、家具用品（家具用クッション材、キャスター、床マットなど）、字消しゴム、キャップ、栓類、接着剤など他に特掲されないゴム製品をいいます。
再 生 ゴ ム	加硫ゴムを再生し、可塑化したものをいいます。

3. プラスチック製品月報 製品欄

調 査 品 目	分 類 内 容 (○は例示。×は当該調査品目には含まれない例示)	
	厚さによる制限	
フ イ ル ム		硬さにより軟質製品、硬質製品に分類される（ただし、規定の厚さ以上のものは硬さによりシート又は板に分類される。）。 ○温床用、ハウス用、トンネル用など
軟 質 製 品		
農 業 用	0.2mm未満のもの	ポリエチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂などの耐候性、耐薬品性などにすぐれたフィルム ○温床用、ハウス用、トンネル用など
包 装 用	0.2mm未満のもの	重包装用及び軽包装用フィルム。ただし、重包装用などの場合は厚さ0.2mm以上のものも含む。 ○デパート、スーパーなどのショッピングバッグ、各種食品包装用など（ゴミ処理用袋を含む。）
ラ ミ ネ ー ト	0.2mm未満のもの	紙、セロハン、金属箔、異種プラスチックフィルムなどと貼り合わせたフィルム。ただし、貼り合わせた厚さ0.2mm以上のものも含む。 ○食品の包装用など
その他の軟質製品	0.2mm未満のもの	上記以外の軟質フィルム製品 ○土木・建築用（セメント養生用など）、液晶ディスプレイ用及び二次製品として玩具、雨衣、雨傘、テーブルクロスなどに使用されるもの
硬 質 製 品	0.5mm未満のもの	塩化ビニル樹脂、ポリプロピレン、ポリスチレンなどの硬質のフィルム及びシート ○二次製品として卵パック、非発泡性食品包装容器、薬包装、カードなどに使用されるもの ○硬質シートを含む。
シ ー ト	0.2mm以上のもの	塩化ビニル樹脂などの軟質シート。ただし、厚さが0.2mm未満のものはフィルムの軟質製品に分類される。 ○二次製品として防水シート、空気入れ玩具などに使用されるもの ×硬質フィルム（フィルム（硬質製品）） ×硬質シート（フィルム（硬質製品））
板		平板と波板に分類される（ただし、厚さが0.5mm未満のものはフィルムの硬質製品に分類される。）。 ○天井材など ×照明用アクリル樹脂板（機械器具部品（電気通信用部品））
平 板	0.5mm以上のもの	硬質のもので、塩化ビニル樹脂、メタクリル樹脂（型板は除く。）、ポリカーボネート、ABS樹脂、その他樹脂などによる平板 ○天井材など ×照明用アクリル樹脂板（機械器具部品（電気通信用部品））
波 板	0.5mm以上のもの	硬質のもので、塩化ビニル樹脂、メタクリル樹脂（型板は除く。）、ポリカーボネートなどの波板 ○駐輪場の屋根材など（建材用を含む。）

調 査 品 目	分 類 内 容
合 成 皮 革	塩化ビニル系、ウレタン系、ナイロン系、アミノ酸系などの樹脂被膜と、布、紙などで構成された製品（壁装材を除く。）
パ イ プ	成形した管・パイプ ○上下水道管、一般管、電線管、厚肉管、卵形管、排水管など（暗渠配水管を含む） ×雨どい用縦どい（建材（雨どい及び同付属品））
継 手	成形した継手など ○上下水道管用継手、排水管用継手、バルブ、フランジなど ×雨どい用エルボ（建材（雨どい及び同付属品））
機 械 器 具 部 品	
輸 送 機 械 用 部 品	自動車及び二輪自動車の部品、鉄道車両、船舶、航空機などの部品及び付属品 ○バス、トラック、乗用車、トレーラ、バイクなどの車体部品（自動車用バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ、タコグラフケース、ランプカバー、ラジエータグリルなど） ○自転車の部品 ○漁船、カヌー、レジャーボート、ヨットなどの部品 ○航空機の計器、内装などの部品
電 気 通 信 用 部 品 （照明用品を含む）	電気通信機械器具部品、民生用電気機械器具及び照明用器具部品（電子装置を含む。）及び付属品 ○冷蔵庫、洗濯機内装品及び部品。扇風機羽根、エアコン、掃除機、電話機の外装品及び部品。テレビ、ビデオ、通信機、事務機器（電卓、複写機など）、OA機器用キャビネット及び部品
そ の 他 の 部 品	上記以外の機械器具部品及び付属品 ○カメラボディ、軽時計（置・目覚・掛時計）、双眼鏡、顕微鏡など
日 用 品 ・ 雑 貨	台所用品、食卓用品、浴室用品、衛生用品、雑貨用品及び文房具・楽器・玩具用品など射出成形などの成形品 ○給食用食器、弁当箱、コップ、皿、ザル、食品保存用容器（中空成形容器は除く。）、洗い桶、マナ板、パン・バターケース、水筒、バケツ、洗面器、園芸用品、定規類、筆箱、麻雀牌、将棋など ×非発泡性食品トレイ（フィルム（硬質製品）） ×発泡性食品トレイ（発泡製品（その他の発泡製品））
容 器	
中 空 成 形 容 器	中空成形機により成形した容器 ○清涼飲料・しょう油・油用容器、化粧品容器、洗剤・シャンプーの容器、灯油缶などの容器など
そ の 他 の 容 器	上記以外の農業用、漁業用、工業用などに用いられる輸送用容器 ○コンテナ、パレットなど ○番重 ○非発泡性魚箱 ×発泡性魚箱（発泡製品（型物）） ×食品保存用容器（日用品・雑貨） ×非発泡性食品トレイ（フィルム（硬質製品）） ×発泡性食品トレイ（発泡製品（その他の発泡製品））

調 査 品 目	分 類 内 容
建 材 雨 ど い 及 び 同 付 属 品 床 材 料 そ の 他 の 建 材	プラスチック製雨どい及び同付属品 ○雨どい用の軒どい、縦どい、エルボ、ジョーゴ、継手及びとまりなど プラスチック製床材料 ○床張用タイル ○フロアリング ×天井材（プラスチック製板（平板）） ×タタミ床（発泡製品（板物）） 上記以外の建材用製品 ○内装リブ、ストッパー、デッキ材、窓枠、壁装材（壁紙）、壁タイル、カーテンボックス縁など
発 泡 製 品 板 物 型 物 そ の 他 の 発 泡 製 品	発泡性の厚板（厚さ 3mm 以上）及び薄板（厚さ 3mm 未満） ○建築用断熱材、クッション材、緩衝材など ○タタミ床 ×フロアリング（建材（床材料）） ×天井材（プラスチック製板（平板）） 発泡性の包装用緩衝材及び輸送用容器材 ○家電・光学・音響製品などの緩衝材 ○水産物・農産物・畜産物などの宅配用材、発泡性魚箱など ○発泡クーラー ×非発泡クーラー（容器（その他の容器）） 上記以外の発泡製品、棒・粒状（バラ状緩衝材を含む。） ○スチレンペーパー（二次製品としてさしみ皿、各種食品用トレイなど）、保温筒材、盛土工法用ブロック（ビーズ融着品）などに使用されるもの ○発泡性食品トレイ ×非発泡性食品トレイ（フィルム（硬質製品））
強 化 製 品 （機械器具部品を除く）	プラスチック材料にガラス繊維・カーボン繊維などの補強材を加えて、成形した製品 板物…平板、波板をガラス繊維などを使用して補強したもの 建築の内外装及び土木工事などに使用されるもの ○フェンス、パネルなど 型物…浴室、衛生設備などに関連する成形品 ○浴槽、浴室ユニット、シャワーユニット、洗面化粧台、浄化槽、便槽、ヘルメット、安全帽など 上記以外の強化製品 ○釣竿、ラケット枠、サーフボード、スキーなどのスポーツ・レジャー用品、椅子、ベンチ、マネキン、土木工事用資材など

調 査 品 目	分 類 内 容
そ の 他 異 形 押 出 製 品 (建材を除く) ホ ー ス デ ィ ス ク レ コ ー ド そ の 他 製 品	断面形状が正方形、長方形、正円又は楕円以外の板状、棒状及び管状の押出製品 ○家具のかざり縁など 各種プラスチック製ホース ○散水用など 音声、映像、文字、データなどの情報を記録する盤（未記録のもの） ○未記録のＣＤ、ＤＶＤなど ×音楽ＣＤ、映画ＤＶＤなど 上記以外のすべてのプラスチック製品（非強化の浴槽、浄化槽を含む。） ○医療機器、コンタクトレンズ、ボトルのキャップ、絶縁テープ、道路標識、道路工事用重し（プラウエイト）など

4. プラスチック製品月報 原材料欄

原材料は、次の「原材料品目分類表」により区別記入してください。

なお、原料樹脂の消費についても、生産品目別にそれぞれ消費した原料樹脂の量を記入してください（生産品目別消費内訳の品目は、「3. プラスチック製品月報 製品欄」の品目別と対応しています。）。

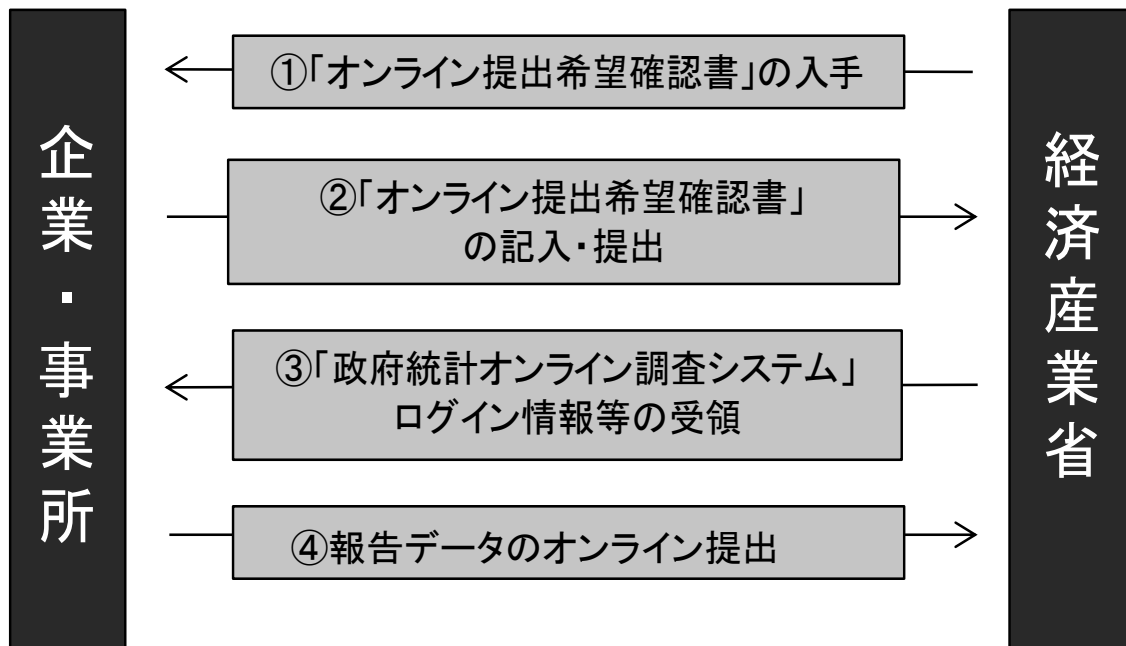
品 目	分 類 内 容
ポ リ エ チ レ ン	低密度（密度0.94%未満）のもので軟質製品に用いられるもの（エチレン・酢酸ビニルコポリマーを含む。）及び高密度（密度0.94%以上）のもので半硬質製品及び硬質製品に用いられるものをいいます。
ポ リ ス チ レ ン	A B S（アクリロニトリルとブタジエン及びスチレンモノマーとの共重合樹脂）、A S（アクリロニトリルとスチレンモノマーとの共重合樹脂）及びG P（一般用）、H I（耐衝撃用）、F S（発泡用）をいいます。
ポ リ プ ロ ピ レ ン	電線被覆、繊維及び塗布用に用いられるものは除きます。
塩 化 ビ ニ ル 樹 脂 （コンパウンドを含む）	ポリマー、コポリマー、ペースト、コンパウンドをいいます。なお、電線被覆、塗料及び繊維用、あるいは塩化ビニルコンパウンドを外販するために使用する塩化ビニル樹脂は除きます。
メタクリル樹脂（成形材料）	粉末状又はペレット状のものをいいます。
不 飽 和 ポ リ エ ス テ ル 樹 脂	不飽和アルコールと飽和酸、又は飽和アルコールと不飽和酸との縮合性のある単量体（例えば、スチレンモノマー、メタクリルモノマー、ジアリルフタレートモノマーなど）を付加したものをいいます。なお、塗料に用いられるものは除きます。また、飽和ポリエステル樹脂（ポリエチレンテレフタレート）は含めません。
フ ェ ノ ール ・ ユ リ ア ・ メラミン樹脂（成形材料）	粉末状及びフレーク状のものをいいます。 フェノール樹脂…布又は紙などのチップ基材の含まれたものも含みます。 ユリア・メラミン樹脂…ユリア樹脂とメラミン樹脂とを混合した成形材料を使用している場合は、その合計量を記入してください。
ポ リ カ ー ボ ネ ー ト	ビスフェノールAとホスゲンを原料として生産される耐衝撃性、寸法安定性に優れた非結晶性の熱可塑性樹脂で電気機器やカメラなどの部品に使用されます。
そ の 他 の 樹 脂	上記以外の樹脂で、ポリアミド系樹脂、ポリアセタール、変性ポリフェニレンエーテル、ポリウレタン、ジアリルフタレート樹脂、エポキシ樹脂、アセチルセルロースプラスチック、ポリビニルブチラール、ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレートなどの成形材料をいいます。
再 生 品 プ ラ ス チ ッ ク 材 料	塩化ビニルコンパウンド、ポリエチレン、ポリプロピレンなどの再生品で他企業から購入又は支給されたもの及び自企業の他事業所から受け入れたものを記入してください。また、切りくず又はスクラップとして他企業から購入又は支給されたもの及び自企業の他事業所から受け入れたもので、直接製造工程に投入できるものもここに含まれます。ただし、自工場の製造工程から出たくずなどは除いてください。

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



(1) システム利用に関する手続きの流れ（※）

①「オンライン提出希望確認書」の入手

25ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】（※）の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式（Excel形式）の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へE-MAIL又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となっています。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、24 ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、26 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511（代表）

企画調整班 2861～2862（内線）

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090（直通）

E-MAIL：bzl-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2024年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1） Windows 10（※1）	Firefox 130 Google Chrome 128 Microsoft Edge 128	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 14.6	Safari 17	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示された場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



政府統計オンライン調査システム

オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 新規届 】

記入日：_____

オンライン開始希望時期	年 月分の提出から
-------------	-----------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変更届 】

記入日：_____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問い合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)

基 経 提 提 提	幹 済 出 出 出	統 省 先 期 部	計 生 産 動 態 統 計
	産 業 業 業	業 業 業	業 業 業
	業 業 業	業 業 業	業 業 業
	業 業 業	業 業 業	業 業 業

経済産業省生産動態統計調査

ゴム製品月報(自動車用タイヤ)

(2025 年 月 分)



政府統計

1. 製 品				生 産	受 入	出 荷				月 末 在 庫
品 目	項 目	単 位	番 号			販 出	金 額 (千 円)		そ の 他	
							数	量		
ト ラ ッ ク ・ バ ス 用		1000本	0101	A	B	C	D	E	F	
乗 用 車 用		1000本	0102							
小 型 ト ラ ッ ク 用		1000本	0103							
二 輪 自 動 車 用		1000本	0104							
特 殊 車 両 用		本	0105							

(ラテックスはドライ換算で記入してください。)

2. 原材料			料 費	
原 材 料 名	項 目	単 位	番 号	消 費
新 天 生 ゴ ム ゴ 合 成 ゴ ム 再 生 ゴ ム カ ー ボ ン プ ラ ッ ク 溶 剤 用 揮 発 油	生	t	0201	A
	ラ	t	0202	
	ク	t	0203	
	ラ	t	0204	
再 生 ゴ ム	生	t	0205	A
	カ	t	0206	
溶 剤 用 揮 発 油		kl	0207	

3. 労 務		単位：人	
区	分 番 号	月 末 従 事 者 数	A
ゴム製品(自動車用タイヤ)部門		0301	
事 業 所		0302	

4. 生 産 能 力		単位：1000本/月	
区	分 番 号	月 間 生 産 能 力	A
自動車用タイヤ(特殊車両用を除く)		0401	

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 - -)
報 告 者 の 氏 名	作成者の所属部署名及び氏名	(電話 - -)

(年 月 日作成)		統 計 調 査 番 号		年 月 分		事 業 所 番 号	
		A 0 7 6 2 0 1		2 0 2 5		都 道 府 県 整 理 番 号	
						法人番号	



経済産業省生産動態統計調査

ゴム製品月報

(自動車用タイヤを除く)

(2025 年 月 分)

基 幹 統 計 経済産業省生産動態統計	
提 出 先	経済産業大臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品			番 号		生 産		受 入	出 荷			月 末 在 庫
品 目	項 目	単 位	番 号	数 量	新 ゴ ム 量 (t)	販 売 数 量		金 額 (千円)	そ の 他		
										A	
ゴ ム 履 物	ゴ ム 底 布 ぐ つ	1000 足	0101								
	そ の 他 の ゴ ム 製 履 物 (総 ゴ ム ぐ つ を 含 む)	1000 足	0102								
プ ラ ス チ ッ ク 履 物	く つ (射 出 成 形 品)	1000 足	0103								
	そ の 他 の プ ラ ス チ ッ ク 製 履 物 (ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 製 底 の く つ 、 サ ン ダ ル を 含 む)	1000 足	0104								
ゴ ム ベ ル ト	コ ン ベ ヤ ベ ル ト	1000cm プ ラ イ	0105								
	歯 付 ベ ル ト	新 ゴ ム 量	t	0106							
	そ の 他 の ゴ ム ベ ル ト	新 ゴ ム 量	t	0107							
ゴ ム ホ ー ス	高 圧 用	1000 m	0108								
	自 動 車 用	1000 m	0109								
	そ の 他 の ゴ ム ホ ー ス	1000 m	0110								
工 業 用 ゴ ム 製 品	防 振 ゴ ム	新 ゴ ム 量	t	0111							
	防 げ ん 材	新 ゴ ム 量	t	0112							
	ゴ ム ロ ー ル (一 般 工 業 用 等)	新 ゴ ム 量	t	0113							
	パ ッ キ ン 類	新 ゴ ム 量	t	0114							
	オ イ ル シ ー ル	新 ゴ ム 量	t	0115							
	ス ポ ン ジ 製 品	新 ゴ ム 量	t	0116							
	ゴ ム 板	新 ゴ ム 量	t	0117							
	そ の 他 の 工 業 用 品 ゴ ム 製	新 ゴ ム 量	t	0118							
更 生 タ イ ヤ 用 練 生 地		新 ゴ ム 量	t	0119							
そ の 他 の 製 品	医 療 ・ 衛 生 用	新 ゴ ム 量	t	0120							
	運 動 競 技 用 品	新 ゴ ム 量	t	0121							
	そ の 他	新 ゴ ム 量	t	0122							
再 生 ゴ ム		t	0123								

2. 原 材 料				(ラテックスはドライ換算で記入してください。)	
原 材 料 名			単 位	番 号	消 費 費
					A
新 ゴ ム	天ゴ	生ゴム	t	0201	
	然ム	ラテックス	t	0202	
	合ゴ	クラムラバー	t	0203	
	成ム	ラテックス	t	0204	
再 生 ゴ ム			t	0205	
カーボンブラック			t	0206	
溶 剤 用 揮 発 油			kl	0207	

3. 労 務		単位：人
区 分	番	月 末 従 事 者 数
	号	A
ゴム製品(自動車用 タイヤを除く)部門	0301	
事 業 所	0302	

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	6 2 0 2	2 0 2 5				
法人番号						

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鉱 工 業 動 態 統 計 室)



プラスチック製品月報

(2025 年 月 分)

基 幹 統 計	
経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品				延 出 部 数		部					
項 目			単	番	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
品 目			位	号				販 売		そ の 他	
								数 量	金 額 (千 円)		
					A	B	C	D	E	F	G
フ イ ル ム	軟 質 製 品	農 業 用	t	0101							
		包 装 用	t	0102							
		ラ ミ ネ ー ト	t	0103							
		そ の 他 の 軟 質 製 品	t	0104							
		硬 質 製 品	t	0105							
シ ー ト		t	0106								
板	平 板	t	0107								
	波 板	t	0108								
合 成 皮 革		t	0109								
パ イ プ		t	0110								
継 手		t	0111								
機 械 器 具 部 品 (照 明 用 品 を 含 む)	輸 送 機 械 用 部 品	t	0112								
	電 気 通 信 用 部 品	t	0113								
	そ の 他 の 部 品	t	0114								
日 用 品 ・ 雑 貨		t	0115								
容 器	中 空 成 形 容 器	t	0116								
	そ の 他 の 容 器	t	0117								
建 材	雨 ど い 及 び 同 付 属 品	t	0118								
	床 材 料	t	0119								
	そ の 他 の 建 材	t	0120								
発 泡 製 品	板 物	t	0121								
	型 物	t	0122								
	そ の 他 の 発 泡 製 品	t	0123								
強 化 製 品		t	0124								
そ の 他	異 形 押 出 製 品 (建 材 を 除 く)	t	0125								
	ホ ー ス	t	0126								
	デ ィ ス ク レ コ ー ド	t	0127								
	そ の 他 製 品	t	0128								
浴 槽		個	0129								
浄 化 槽		個	0130								

注：浴槽、浄化槽の重量の記入は、強化製のものは「強化製品」に、非強化製は「その他・その他製品」に区分します。なお、個数は、強化製、非強化製の区分なく一括して「浴槽」、「浄化槽」のそれぞれの欄に記入してください。

単位：t

2. 原 材 料		注：樹脂、強化樹脂の重量の記入は、強化樹脂の場合は「強化製品」に、非強化樹脂は「その他の製品」に区分されます。なお、樹脂は、強化製、非強化製の区分なく一括して「浴槽」、「浄化槽」のそれぞれの欄に記入してください。												単位：t
項 目	番 号	消 費 計	生 産		品 目 別			消 費 内 訳						
		フィルム・シート	板	合成皮革	パイプ・継手	機械器具部	日用品・雑貨	容 器	建 材	発泡製品	強化製品	そ の 他		
原材料名		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
ポリエチレン	0201													
ポリスチレン	0202													
ポリプロピレン	0203													
塩化ビニル樹脂(コンパウンドを含む)	0204													
メタクリル樹脂(成形材料)	0205													
不飽和ポリエステル樹脂	0206													
フェノール・エリア・メラミン樹脂(成形材料)	0207													
ポリカーボネート	0208													
その他の樹脂	0209													
再生品プラスチック材料	0210													

注：原材料欄の樹脂別・生産品目別消費内訳の品目欄に記入するときは、1.製品欄の品目(太字)と同じ品目箇所に記入してください。

単位：人

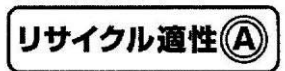
3. 労 務			注：原材料欄の樹脂別・生産品目別消費内訳の品目欄に記入するときは、1.製品欄の品目(太字)と同じ品目箇所に記入してください。	
単位：人				
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数		
		A		
プラスチック製品部門	0301			
事業所	0302			
		備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。		

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地		(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地		(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名		(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	6 2 1 0	2 0 2 5	都道府県 整 理 番 号

法人番号



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。